遺言公正証書

本公証人は、平成〇〇年〇月〇日、遺言者夫Aの嘱託により、後記証人２名の立会いのもとに、遺言者の口述を筆記してこの証書を作成する。

　遺言者である私、夫Aは、以下のとおり遺言する。

第１条（土地及び建物の相続）

　遺言者は、遺言者の有する下記の土地及び建物を、妻B（昭和〇〇年〇月〇〇日生）に相続させる。

記

（１） 土地の表示

所　　在 　　豊中市〇〇三丁目
地　　番 　　〇〇番〇
地　　目 　　宅地
地　　積 　　〇〇〇．〇〇㎡

（２） 建物の表示

所　　在 　　豊中市〇〇三丁目〇〇番地〇
家屋番号 　　〇〇番
種　　類 　　居宅
構　　造 　　木造瓦葺２階建
床 面 積 　　１階　〇〇．〇〇㎡
　　　　　　 ２階　〇〇．〇〇㎡

第２条（預貯金の相続）

　遺言者は、遺言者の有する下記記載の金融機関の預貯金を、妻B（昭和〇〇年〇月〇日生）に相続させる。

記

（１） 〇〇銀行　豊中支店

普通預金　口座番号〇〇〇〇〇〇〇

（２） 〇〇銀行　豊中支店

普通預金　口座番号〇〇〇〇〇〇〇

（３）　〇〇銀行　豊中支店

定期預金　口座番号〇〇〇〇〇〇〇

（４） ゆうちょ銀行

通常預金　記号〇〇〇〇　番号〇〇〇〇

（５） ゆうちょ銀行

通常貯蓄預金　記号〇〇〇〇　番号〇〇〇〇

第３条（その他一切の財産の相続）

　遺言者は、第１条ないし第２条記載の財産を除く、遺言者が相続開始時に有する不動産、現金及びその他一切の財産を、妻B（昭和〇〇年〇月〇日生）に相続させる。

第４条（予備的遺言）

遺言者は、前記　妻B　が、遺言者の死亡前に死亡し、又は遺言者と同時に死亡したとき（同時死亡と推定されるときを含む。）は、第１条ないし第３条で前記　妻B　に相続させるとした財産を、遺言者の姪D（昭和〇〇年〇月〇日生）に相続させる。

第５条（遺言執行者の指定）

１．遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住　　所　大阪府豊中市〇〇三丁目〇番〇ー〇〇〇号

無　　職　妻B

生年月日　昭和〇〇年〇月〇〇日

２．妻Bが死亡しているときは、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住　　所　枚方市〇〇〇二丁目〇〇番〇号

司法書士　枚方太郎

生年月日　昭和〇〇年〇月〇〇日

　　　　 ３．遺言者は、遺言執行者に対し、本遺言を執行するため、遺言者の有する不動産の登記

手続、有価証券及び預貯金等につき、換価、払戻し及び名義書換を行い、貸金庫契約

がある場合には、貸金庫を開扉し、その内容物を収受する等、相続財産の管理その他

遺言の執行に必要な一切の行為をする権限を付与する。

４．遺言執行者は、本遺言の執行に関し、必要に応じてその職務を第三者に行わせること

ができる。

本旨外要件

住　　所　　大阪府豊中市〇〇三丁目〇番〇ー〇〇〇号

職　　業　　無職

遺 言 者　　夫A

生年月日　　昭和〇〇年〇月〇〇日

　上記遺言者は、面識がないから印鑑及びこれに係る印鑑登録証明書の提出により、人違いでないことを証明させた。

　住　　所　　枚方市〇〇〇二丁目〇〇番〇号

　職　　業　　司法書士

　証　　人　　枚方太郎

　生年月日　　昭和〇〇年〇月〇〇日

住　　所　　池田市〇〇一丁目〇〇番〇号

職　　業　　無職

証　　人　　池田諭吉

生年月日　　昭和〇〇年〇月〇〇日

（付言事項）

（省略）

以　上